

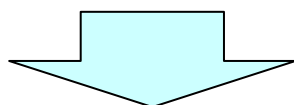
第3章 都市づくりの整備構想

都市づくりの基本的な方向より、以下のとおり各論を示します。

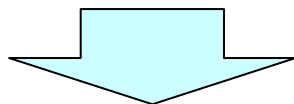
なお、「各分野における整備方針」については、都市計画区域内を中心とした整備方針とします。

【都市づくりの基本的な方向】

- ① 地域が一体となった喜多方の新たな魅力づくり
- ② 自然環境・景観の保全と活用
- ③ 地域連携の強化と市民生活の利便性向上
- ④ 特色ある産業の振興と産業活動基盤の整備
- ⑤ 少子高齢化・人口減少社会への対応と快適な都市構造の形成



土 地 利 用 整 備 方 針	
基本方針 ①市街地の整備 ②集落機能の充実 ③田園環境の保全・活用 ④森林環境の保全・活用	地域地区指定区分ごとの整備方針 ①都市計画区域（都市部）の整備方針 ②用途地域（市街地）の整備方針 ③地域拠点の整備方針



各 分 野 に お け る 整 備 方 針	
1 居住環境整備方針	(1) 快適でゆとりある居住環境の整備 (2) 歴史と伝統を活かしたまち並みの形成 (3) 緑豊かな居住環境の形成 (4) 人にやさしい安心な居住環境の整備
2 都市環境・都市景観整備方針	(1) 地域特性を活かす景観の形成 (2) 地域資源を活かしたまち並み景観の形成 (3) 公園・緑地環境の整備 (4) 河川・下水道の整備 (5) 低炭素型環境の整備
3 道路・交通整備方針	(1) 道路網の整備 (2) 人にやさしい道路の整備 (3) 公共交通網の整備
4 産業基盤整備方針	(1) 商業地の整備 (2) 観光基盤の整備 (3) 工業基盤の整備 (4) 農業・林業基盤の整備
5 公共施設等整備方針	(1) 充実した公共施設の整備 (2) ユニバーサルデザインによる公共施設の整備 (3) 災害に強い都市基盤の整備

■ 土地利用整備方針

○ 基本方針

本市の将来像である『豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市』を実現するため、豊富な地域資源と、多様な地域特性を活用しながら、豊かな自然がもたらす安らぎとうるおいを活かし、快適で安全な住環境や活力ある各種産業を有機的に連携できる都市として、一体的な整備を図り、市域全体の魅力を高めます。

① 市街地の整備

喜多方や塩川の市街地は、既成の都市構造を基本として秩序ある市街地の形成を図ります。また、住宅地、商業地、工業地などが混在することのないように、用途地域により土地利用を規制、誘導し、必要に応じて地区計画の導入を図ります。

幹線道路等の沿道では、連続した土地利用に努め、道路や緑地などの公共空間と適正なバランスのとれた宅地の形成を誘導します。

住宅等が密集した地区では、公共事業等の実施に併せて公共用地を確保するなど、災害に強い安全な市街地の形成を図ります。

喜多方中心部では、蔵などの歴史的文化的な建物群を尊重したまち並み、河川や水路等の水辺、街路樹、公園等によるうるおいのある市街地の形成を図ります。

② 集落機能の充実

各総合支所の周辺や山都、荻野などの JR 駅周辺の地区、幹線道路沿線などに存在するまとまりある集落では、コミュニティの維持を図りながら、少子高齢社会に対応した、住む人が安心して暮らすことができる集落機能の充実を図ります。

③ 田園環境の保全・活用

広大な田園地帯に点在する散居集落や通り沿いにある数軒のまとまった集落などは、周囲の樹林や背景となる飯豊連峰等の自然景観との調和を図り、良好な田園環境の保全に努めます。なお、田園地帯に観光施設や店舗等の建築物を設置する場合には、周辺を緑化するなど自然と調和した土地利用とします。

④ 森林環境の保全・活用

市域の大半を占める森林地帯では、防災や水源涵養の観点から良好な樹林の保全に努め、美しい森林の維持を図ります。また、雄国山麓やひめさゆりの丘などの良好な眺望の場となる地域については、自然環境を保全しながら、観光やレクリエーションの場としての利活用を図ります。

○ 地域地区指定区分ごとの整備方針

① 都市計画区域（都市部）の整備方針

本市の都市計画区域は、喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の二つの都市計画区域が存在しますが、市町村合併により同じ市域になったことから、都市計画区域の統合を図るとともに、交通機能の向上により都市計画区域の拡大を検討します。

会津縦貫北道路の整備や国道 121 号大峠道路の全線開通により、本市の中心市街地を経由して会津若松市から山形県米沢市を結ぶ道路機能が高まることから、喜多方中心部を核として塩川、熱塩加納を結ぶ都市軸の形成が進むと考えられます。そのため、国道 121 号に沿った南北方向の平坦地を新たな都市計画区域として位置づける方針とします。

これより、新たな喜多方都市計画区域は、現行の喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域（湯川村を除く。）を統合するとともに、北側の熱塩加納地区の平坦地を主に拡大する方針とします。

新たな喜多方都市計画区域では、市域全体の都市サービスにつながる適切な都市機能の配置、都市施設整備や市街地開発事業、土地利用の規制等により、都市の健全な発展と秩序ある整備を行ないます。

その他の地域については、都市計画法以外の農業振興地域の整備に関する法律等他の法規制により良好な田園環境、森林環境の保全と活用を図ります。また、各地域拠点となる地域では秩序ある住環境整備を誘導するとともに、地域ニーズに対応した行政サービスを展開します。

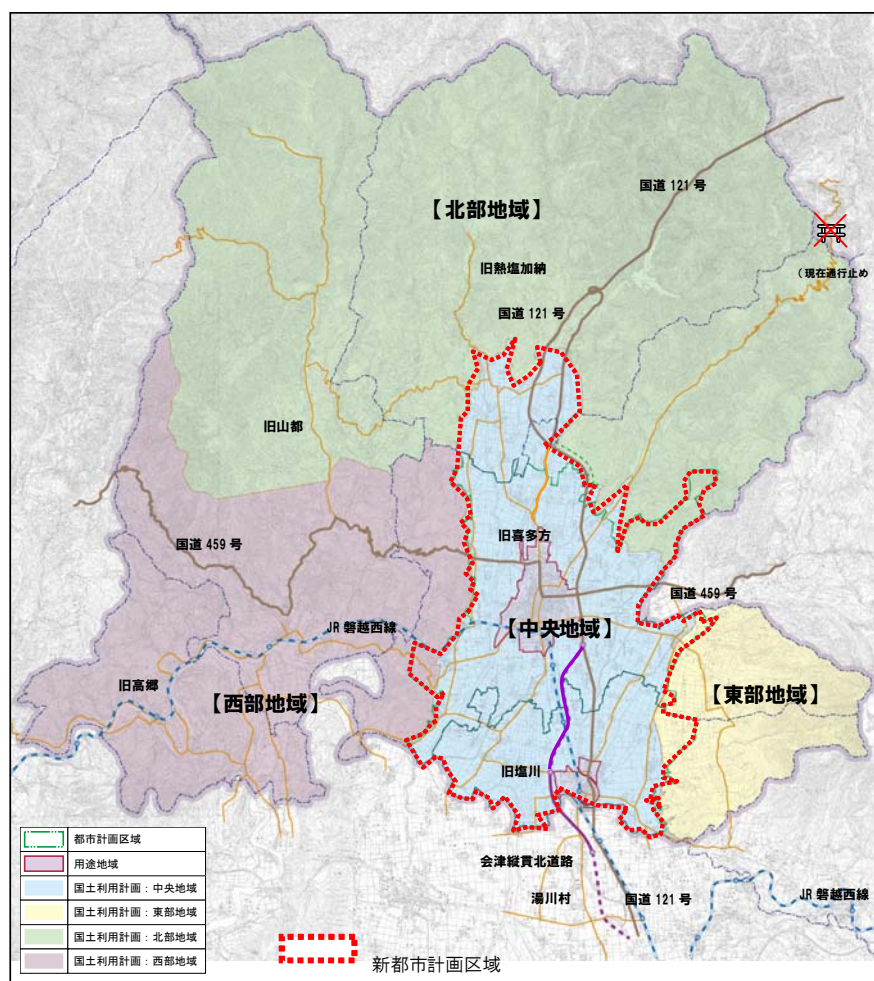


図 新たな都市計画区域として検討する区域

② 用途地域（市街地）の整備方針

用途地域が指定されている地区では、住居地域、商業地域、工業地域などの適正な配置や都市施設の整備により良好な市街地の形成を図ります。

喜多方や塩川市街地の用途地域内未利用地については、計画的に市街化を進め効率的な土地利用を誘導します。

特に、喜多方市街地東部の国道 121 号に接する第一種中高層住居専用地域及び南西部の工業地域にある未利用地の整序については、地区計画の導入を含め計画的な市街化を図ります。また、塩川市街地においても住宅系の用途で低未利用地が見られるため、適正な土地利用の誘導を図ります。

なお、現在の用途地域は、当初の指定から相当の年数が経過しており、宅地開発などにより市街地が拡大している地域や喜多方市街地と塩川市街地を結ぶ国道 121 号沿線などの都市的土地利用が進んでいる地域がみられることから、現在の用途地域を基本として全体的な見直しを行い、適正な土地利用を誘導します。

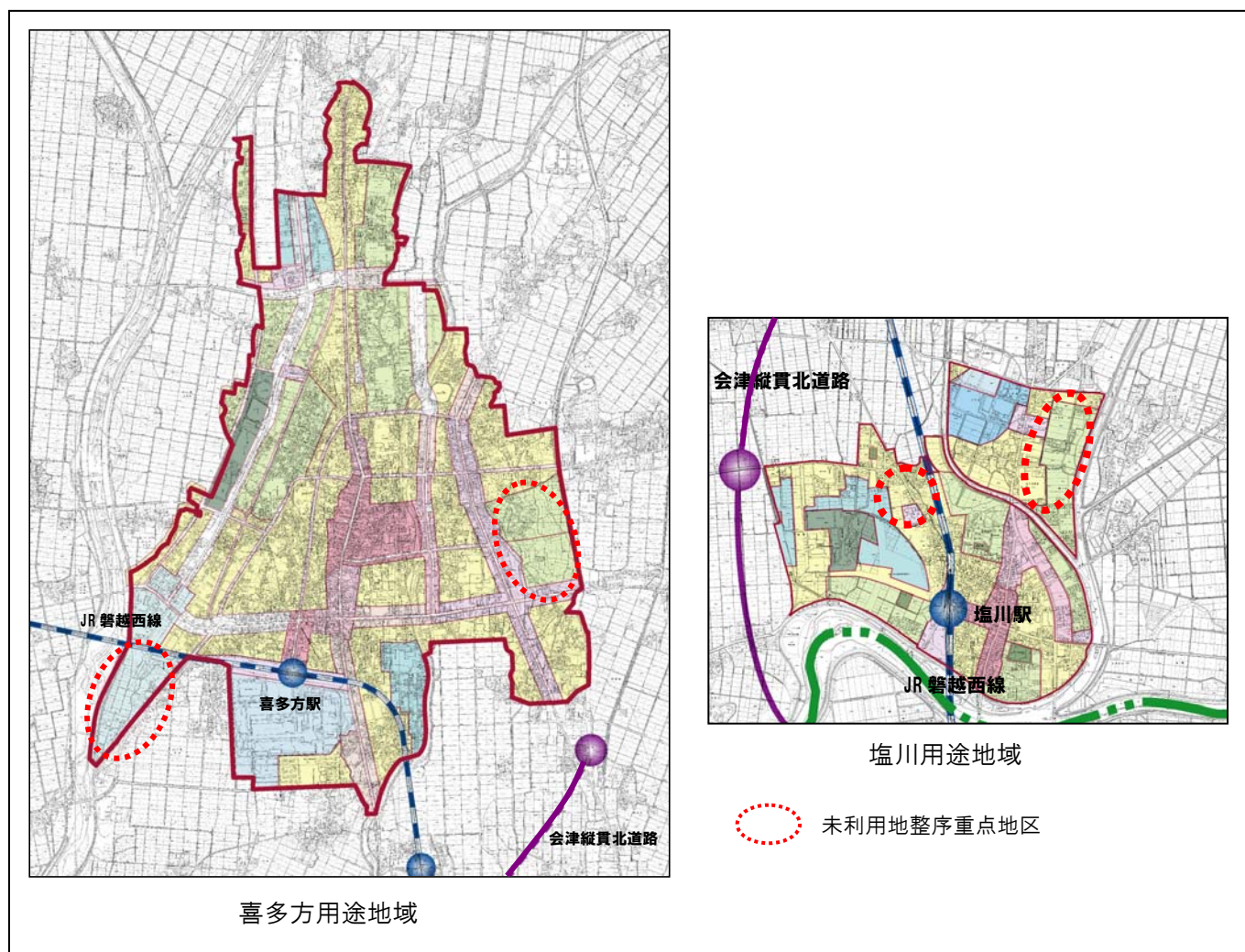


図 用途地域内未利用地整序重点地区位置図

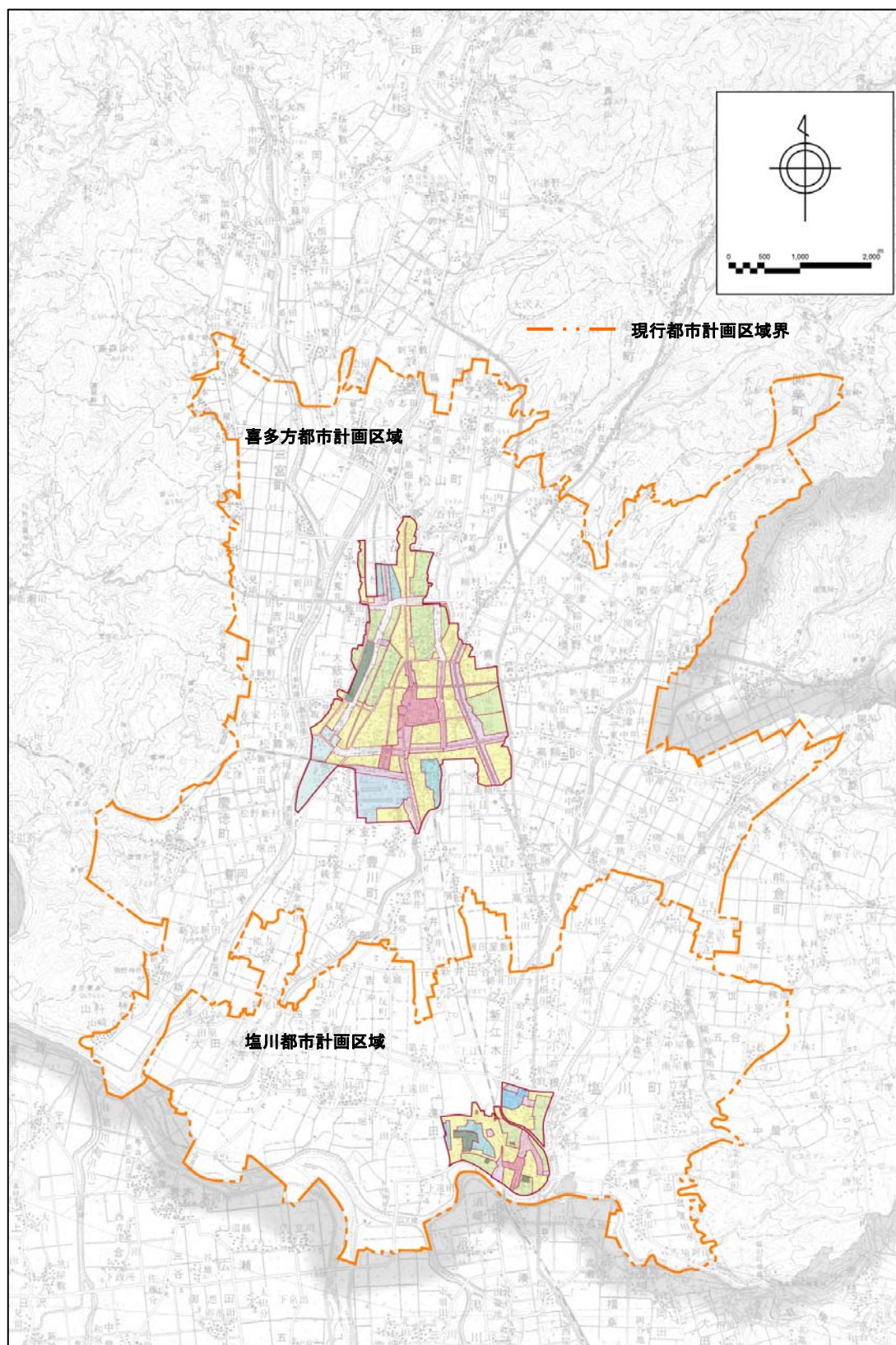


図 用途地域図

③ 地域拠点の整備方針

地域生活拠点の各総合支所とＪＲ駅周辺を地域の拠点として位置づけ、行政機能や生活利便施設等の集積を高め、喜多方市街地の中心部と連絡する道路の機能を高めます。

喜多方用途地域の整備方針

■土地利用の方針

○中心市街地の核となる都市拠点の形成

- ・市役所を中心としたエリアは、既存集積を活かし、日常的な市民生活を支える都市機能及び観光機能の充実を図る。
- ・喜多方駅の駅北側エリアは、観光都市喜多方の玄関口として、交通結節機能の充実や商業機能のほか産業・観光交流機能の配置により拠点の形成を図る。

○複合的機能を備えた魅力ある中心市街地の形成

- ・都市拠点を含む（主）喜多方・会津坂下線周辺の中心市街地は、既存の商業施設の立地に加えて、土地や建物の有効利用を図り、市民の交流や市民生活の支援機能、利便性の高い居住機能等を誘導する。

○周辺商業地

- ・中心商業地に隣接する（主）喜多方・会津坂下線の沿道や（都）3.4.2 川原田上川原線沿道の近隣商業地においては、都市拠点エリアとの機能分担を図りながら、生活サービスや日常的な商業機能、観光交流機能等の立地を誘導する。

○利便性の高い沿道サービス用地の形成

- ・（都）3.5.1 下勝北町線南部の沿道は、周辺に存在する住宅地の環境にも配慮し、広域的な需要にも対応する沿道サービス施設の立地を誘導する。

○緑豊かで愛着の持てる住宅地の形成

- ・土地区画整理事業により整備された地区では、庭木や敷地周りの植栽などで緑を創出するとともに、住民主体による愛着の持てるまち並みづくりによる良好な住宅地の形成を図る。

○周辺環境と調和した工業地の形成

- ・駅南側の工業地については、操業環境の維持と周辺住宅地の環境に配慮した景観や緑化等の維持・誘導を図る。
- ・濁川沿いの工業系用途地域内の未利用地については、企業誘致、市街地内工場の移転を図る。
- ・住宅、商業施設、福祉施設の立地が進んでいるエリアについては、各環境の保全等に配慮した用途の見直し等を検討する。

■道路・交通施設の整備方針

○骨格的道路網の形成

- ・国道 121 号、国道 459 号、（主）喜多方・会津坂下線、（主）喜多方・西会津線等の広域交通軸を幹線道路として、喜多方中心市街地の骨格を形成するとともに、中心市街地と周辺地域を結ぶ幹線道路ネットワークを形成する。
- ・市街地の外郭に、幹線道路により構成する環状軸を形成し、通過交通や観光交通を受け止め中心市街地内に自動車交通を流入させない交通体系を確立する。

○安全で、歩いて楽しい歩行者空間の整備

- ・歩行空間の緑化や沿道のまち並みと調和した空間整備を図る。特に、喜多方の歴史にふれながら散策することができる歩行者優先道路の整備として進めている「歴史のみちすじ」（歴史的地区環境整備街路事業）を、今後とも促進する。
- ・ユニバーサルデザインによる、誰もが歩きやすい歩行者空間の整備を図る。
- ・歩道無散水消雪の導入等を推進し、積雪時の安全な歩行者空間の確保を図る。

○密集市街地内の生活道路の改善

- ・密集市街地内の生活道路については、歴史性や生活感覚を活かした「うらみち」としての活用のほか、一部の生活道路については、安全性・利便性の改善のため、建替え時の道路整備の誘導を図る。

○利便性が高く、わかりやすい交通体系づくり

- ・環状軸に沿って体系的な駐車場の配置を行い、二次交通の整備と併せて体系的な交通システムを確立する。

■公園・緑地の整備方針

○市街地内の身近な公園整備や緑の保全・充実

- ・土地区画整理地区内の公園整備を促進する。
- ・市街地内に残る寺社等の緑の保全やポケットパークの整備・緑化を図る。
- ・住宅地では積極的な緑化を推進する。

○河川の自然環境の保全と親水空間の拡充

- ・田付川の修景整備、親水空間の整備を図る。

○公園・緑地のネットワークづくり

- ・既存の日中線記念自転車歩行者道に加えて田付川沿いの散策路等の整備より、押切川公園等の緑の拠点を結ぶネットワークを形成し、「歴史のみちすじ」ともあわせた市街地内の歴史と自然に触れる魅力ある歩行者・自転車の回遊空間づくりを行う。
- ・(一) 会津若松熱塩温泉自転車道線の整備を促進し、広域的なレクリエーション需要への対応を図る。

■下水道・河川の整備方針

○公共下水道整備の促進

- ・用途地域内の公共下水道未整備地区については、他事業との整合を図りながら優先的に公共下水道事業を推進する。

○「清水の水路」の再生による身近に清水の巡る魅力あるまちづくり

- ・「清流計画事業」や「きたかた清水ネットワーク」による「清水の水路」復活の取り組みを促進する。

■景観の整備方針

○「蔵」を活かしたまち並み整備

- ・「蔵」の維持・保全に対する補助・支援体制の充実や空き蔵の活用のための仲介システムを創設する。
- ・景観協定の推進により、通りごとの自主的なまち並みづくりを支援する。
- ・市街地内の空地や空き屋を活用し、休憩や交流のスペースとなる蔵と一体的なゆとりある空間づくりを行う。

○喜多方固有の風景の継承

- ・市街地のランドマークでもある醸造業の煉瓦の煙突は、一部は近代産業遺産に認定されていることから適切に保全する。
- ・独特の風合いをもち、喜多方固有の風景をつくる煉瓦の製造技術を継承するため、支援体制の整備を図るとともに、普及のための支援を行う。

塩川用途地域の整備方針

■土地利用の方針

○複合的機能を備えた魅力ある中心市街地の形成

- ・既存の商業施設の立地に加えて、駅に近い立地特性を活かし、土地や建物の有効利用を図り、市民の交流や市民生活の支援機能、利便性の高い住機能等を誘導する。

○利便性の高い沿道型商業地の形成

- ・国道 121 号沿道は、周辺に存在する住宅地の環境に配慮し、広域的な需要にも対応する沿道型商業地の形成を図る。

○周辺の田園環境と調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成

- ・土地区画整理事業地内では、庭木や敷地周りの植栽などの身近な緑の創出によって、うるおいのある住宅地の形成を図る。また、周辺の田園景観と調和した住宅地として、景観に配慮した建築物を誘導する。
- ・北部の大塩川沿い、姥堂川沿いのまとまった未利用地が残っているエリアは、計画的な住宅市街地の形成を図る。

○周辺環境と調和した工業地の形成

- ・北部の工業団地については、良好な操業環境を維持しながら、周辺住宅地の環境に配慮した景観の形成や緑化等を図る。
- ・駅に隣接した工業系用途地域については、地域の玄関口としての立地に配慮した土地利用を誘導する。

■道路・交通施設の整備方針

○会津縦貫北道路整備と整合した骨格的道路網の形成

- ・会津縦貫北道路塩川 IC と国道 121 号を結ぶ（都）窪東谷地線の整備促進により、広域交通ネットワークの形成を図る。
- ・塩川駅東口駅前広場の整備により、交通結節点としての機能の充実と塩川町の玄関口としての魅力ある景観の形成を図る。

○安全で、歩いて楽しい歩行者空間の整備

- ・塩川駅東西の連絡機能を強化する。
- ・歩行空間の緑化等により、沿道のまち並みと調和したうるおいのある歩行者空間の整備を図る。
- ・ユニバーサルデザインによる、誰もが歩きやすい歩行者空間を整備する。

■公園・緑地の整備方針

○市街地内の身近な公園整備や緑の保全・充実

- ・面的整備地区の公園整備を促進する。
- ・市街地内に残る寺社等の緑の保全や交差点の既存ポケットパークの緑化の充実を図る。
- ・住宅地では積極的な緑化を推進する。

○河川の自然環境の保全と親水空間の拡充

- ・豊かな自然環境を継承していくため、河川の環境整備を図る。
- ・レクリエーションや交流、自然学習・自然体験学習等の場として既存河川緑地の拡充を図る。

○公園・緑地のネットワークづくり

- ・御殿場公園、河川緑地等の拠点公園緑地を結び、河川景観や雄国山等の眺望景観を楽しみながら散策できる歩行者ネットワークを形成する。

■下水道・河川の整備方針

○公共下水道整備の促進

- ・姥堂川北部を中心とした、公共下水道未整備地区については、他事業との整合を図りながら公共下水道事業を促進する。

○地域住民の生活の安全性の確保のための河川整備

- ・浸水等の水害に対して安全性を確保するため、未改修となっている河川の整備を促進するとともに、排水機能の充実を図る。

■景観の整備方針

○歴史・文化を活かしたまち並み整備

- ・屋号とのれんによるまちづくりを推進し、歴史が感じられるまち並み景観の形成を図る。
- ・景観協定の推進により、自主的なまち並みづくりを支援する。

○河川や公園、緑地によるうるおいのある景観形成

- ・日橋川緑地や御殿場公園の整備により、うるおいのある景観の形成を図る。

1 居住環境整備方針

■ 基本方針

周囲の山並みや田園地帯と調和する喜多方の風土にあった住宅地の形成をめざします。また、隣接建物との調和や道路沿いの緑化などに努め美しいまち並み形成を図ります。そのため、地区計画、建築協定や協調建替えなど住民の合意形成によりゆとりあるまちづくりを進めます。

(1) 快適でゆとりある居住環境の整備

① 良好な住宅地の整備

用途地域による建築制限により、適切な住環境の整備を図ります。また、現在の用途に適合していない建築物等については、適地への誘導等を図り、住む人が安心して暮らすことができる住環境を整備します。

土地区画整理事業が完了した地域では、良好な市街地環境を保全するため、適切な土地利用を誘導します。

② 計画的な住宅地の整備

開発許可を要しない小規模な宅地の開発においても、無秩序な造成を抑制します。特に、住居系用途が指定されている広範な低未利用地では、面的整備の誘導や地区計画の策定など計画的な住宅地整備を進めます。

生活道路や公園緑地の整備、避難路や避難場所の確保を進め、計画的で安心・安全の住宅地の整備を推進します。

(2) 歴史と伝統を活かしたまち並みの形成

① 蔵を活かしたまち並み形成

現存する蔵の維持、保存を図るとともに、住宅としての利用や店舗、展示施設など人が行き交うにぎわいのある施設として、まちづくりや観光資源としての活用を促進します。

② 伝統的な建築によるまち並み形成

新たな建築や建替えにあたっては、喜多方の歴史風土を尊重した建築様式や屋根の形式、壁面の形態、色彩など、伝統的つくりと調和したデザインとし、周辺建築物と軒先や意匠を揃えることや、“くらにわ”を活用するなど、統一感のあるまち並み形成を誘導します。

(3) 緑豊かな居住環境の形成

① 緑のネットワークの形成

河川敷の緑や街路樹、公園やポケットパークの緑などと連続して、住宅地の緑化を図り、緑のネットワークの形成を図ります。また、住宅地では生垣による緑化や玄関口のシンボル樹の植栽、店舗前や駐車場などの植栽等により連続した帯状緑地の形成を誘導するとともに、地区計画や緑化協定など地区単位での緑化の取り組みを支援します。

② 緑被率の高い居住環境の形成

住宅地内の植樹や生垣等による緑化を誘導し、敷地内の緑被率の向上を図ります。特に集合住宅や店舗等では、駐車場周囲の緑化や浸透性の高い緑化舗装等による敷地内の緑化、建築物の壁面緑化等を促進するため、住民間での緑化協定の締結やガイドラインの策定等の支援を行い、住宅地の緑被率の向上を図ります。

(4) 人にやさしい安心な居住環境の整備

① 人と車の調和した居住環境の整備

住宅地では幹線道路、補助幹線道路、生活道路を段階的に配置し、住居が接する生活道路ではできるだけ通過交通を抑制し、幹線道路等の歩道と合わせて歩行者の通行を優先した道路体系とし、歩行者が安心して安全に歩くことができるネットワークの形成を図ります。

② ユニバーサルデザインによる住宅の整備

段差の解消や手すりの設置など、誰もが安心して利用しやすい住宅設計を進め、年代や身体状況に応じて誰もが自由に生活できる住宅整備を促進します。

また、観光客など多くの人々が訪れる市街地では、公共施設や店舗などについても段差の解消や多目的トイレの整備など、ユニバーサルデザイン※による整備を進めます。そのため、ユニバーサルデザインに配慮した設計指針の作成や、情報提供等による支援体制の充実を図ります。

※ユニバーサルデザイン: 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいような都市や生活環境をデザインする考え方で、障がいを取り除き改善するというバリアフリーを一歩進め、いろいろな個人差にかかわらず誰でも支障なく利用できるまちづくりをめざしている。

③ 雪に対応した住宅地の整備

落雪の危険対策や堆雪場所の確保を図るとともに、融雪装置の設置など雪おろしの負担を軽減する融雪型や耐雪型等の克雪住宅の普及を促進します。

また、冬期の日常活動や交流活動を円滑にするために、除雪や消雪を考慮した道路や公園整備を推進し、雪に強い住宅地づくりを進めます。

④ 環境にやさしい住宅の整備

低炭素型社会の形成に対応して、高断熱住宅や太陽光など自然エネルギーを利用した住宅整備を促進するため、技術的な情報提供や相談体制の充実を図るとともに、資金援助などの制度を充実させ、地域産材を活用した住宅や環境にやさしい住宅の整備を支援します。

⑤ 公営住宅の整備

既存の公営住宅の耐震対策や老朽化に対応した修繕改修を行うとともに、若者の定住を促進する住宅の整備や高齢者向けのシルバーハウジング※等、社会情勢に対応した住宅の整備を検討します。

※シルバーハウジング: 住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業。

2 都市環境・都市景観整備方針

■ 基本方針

公園、緑地、下水道等の都市施設を計画的に配置し都市機能の向上を図ります。また、蔵のまち並みや自然景観を保全し、住む人にうるおいを与える都市環境を整備します。

(1) 地域特性を活かす景観の形成

① 市街地景観の形成

喜多方市街地及び塩川市街地では、蔵のまち並みや寺社などの豊富な文化資源や水や緑などの自然を活かし、歴史を感じさせながらもうるおいやにぎわいのある市街地の景観形成を図ります。

また、建築物やまち並みに配慮しながら、緑化や電線類の地中化、趣のある街路灯の設置などにより、良好なまち並み景観の形成を図ります。

② 沿道景観の形成

国道 121 号や会津縦貫北道路の沿道では、飯豊連峰や雄国山麓の眺望景観などの自然景観に配慮し、周囲環境と調和した沿道景観の形成を図ります。

③ 田園景観の維持・保全

市街地周辺の幹線道路沿道については無秩序な開発を抑制し、良好な田園景観の維持や保全に努めます。また、田園地帯に接する市街地では、会津盆地に点在する樹林に囲まれた農村集落の良好な田園景観を損なわないよう配慮します。

④ 自然景観の維持・保全

市街地内の建築物等は、高さや色彩などを適切に規制、誘導し、飯豊連峰や雄国山麓等の眺望景観を維持し、保全します。

森林地帯や山麓では、可能な限り大規模な地形の改変は行わず、自然観察林の整備など自然と融和した景観形成を図ります。

⑤ 拠点景観の形成

J R 喜多方駅や塩川駅などまちの顔となる駅前広場や、市外からの玄関口となる国道 121 号や会津縦貫北道路などの幹線道路の市境では、喜多方市のシンボルとなる景観形成を図ります。

(2) 地域資源を活かしたまち並み景観の形成

① 蔵などの歴史的建造物の保全と活用

蔵などの歴史的建造物や文化財等は喜多方の景観を形成する重要な要素であるため、蔵の修繕等については支援制度を充実させ、適切に保全しながら景観を活かしたまちづくりに活用します。

② 水・緑・蔵を活かしたまち並みの形成

まち中水路や樹林、蔵などの地域資源を活用して、市街地内を歩いて回遊できる見学通路やフットパス、休憩場所を整備し、うるおいや歴史を感じるまち並みの形成を図ります。

③ 水路の再生と活用

喜多方市街地の水景の復元を図るため、市街地の道路や水路の整備を行う場合には、自然や生態系に配慮しつつ、地域住民と協議し合意形成を図りながら景観に配慮した水路の整備を推進します。

また、地下水の保全及び湧水の保全と復活のため、産学官で連携しながら調査や検討を行い、利活用を図ります。

④ 水辺に調和する橋梁デザイン

周囲のまち並みや背景となる山並みなどの自然景観と調和した落ち着いた形態とし、橋上景観を構成する高欄や照明などは地域の特性にあわせた意匠、素材、色彩とします。

市街地内で近接して橋梁を設置する場合には、相互に調和したデザインとし、河川ごしの眺望点としての役割など、シンボルとなる橋詰空間の整備を図ります。

(3) 公園・緑地環境の整備

① 都市公園の充実

都市緑地法第4条第1項に基づく「緑の基本計画」を策定し、公園や緑地の保全及び緑化を計画的に推進します。未着手となっている公園予定地の整備にあたっては、地区のニーズに合わせながら、積極的に緑を配置し、居住環境の向上を図ります。また、既存の樹木や水路などを活用し、自然や生態系の保全に寄与する公園整備を進めるとともに、公園緑地空間の増大を図ります。

② オープンスペースの活用

市街地内にある空き地などのオープンスペースについては、土地所有者等の協力を得て、緑化やベンチ等の休憩機能の整備などにより、うるおいのある空間整備を進めます。

(4) 河川・下水道の整備

① 公共下水道の整備

市街地内の公共下水道の整備を促進し、水洗化率の向上による良好な生活環境の形成を図ります。なお、市街地の拡大等の社会状況の変化に応じて、整備計画の見直しを行うものとします。

② 親しみのある水辺空間の形成

河川敷の親水空間の利用を進め、市民に親しまれる河川空間の形成を促進します。なお、河川の整備にあたっては、多自然川づくりにより生態系にやさしい河川として、生物多様性に配慮した水辺空間の形成を図ります。また、防災上の対応に配慮しつつ、堤内地と堤外地の連続性を確保した河川緑地の整備を進め、地域住民や観光客の憩いの場としての整備を進めます。

③ 親水空間としての田付川の整備

市街地内を貫流する田付川は、市民や観光客の憩いの場であり喜多方市のシンボリックな河川でもあるため、防災上の対応に配慮しながら親水空間としての機能を拡充するため、市民と協働で計画を策定し整備を進めます。

④ 日橋川水辺空間の保全と活用

塩川市街地のシンボルゾーンであり、川の祭典やバルーンフェスティバルで市民に親しまれている日橋川緑地は、親水空間としての機能を保全しながら、イベントやレクリエーションの拠点としての活用を推進します。

⑤ 浸水対策のための河川の整備

塩川地域などの洪水危険箇所では、河川や排水路の改修等により、浸水危険地区の解消を図り、安全な市街地形成を進めます。

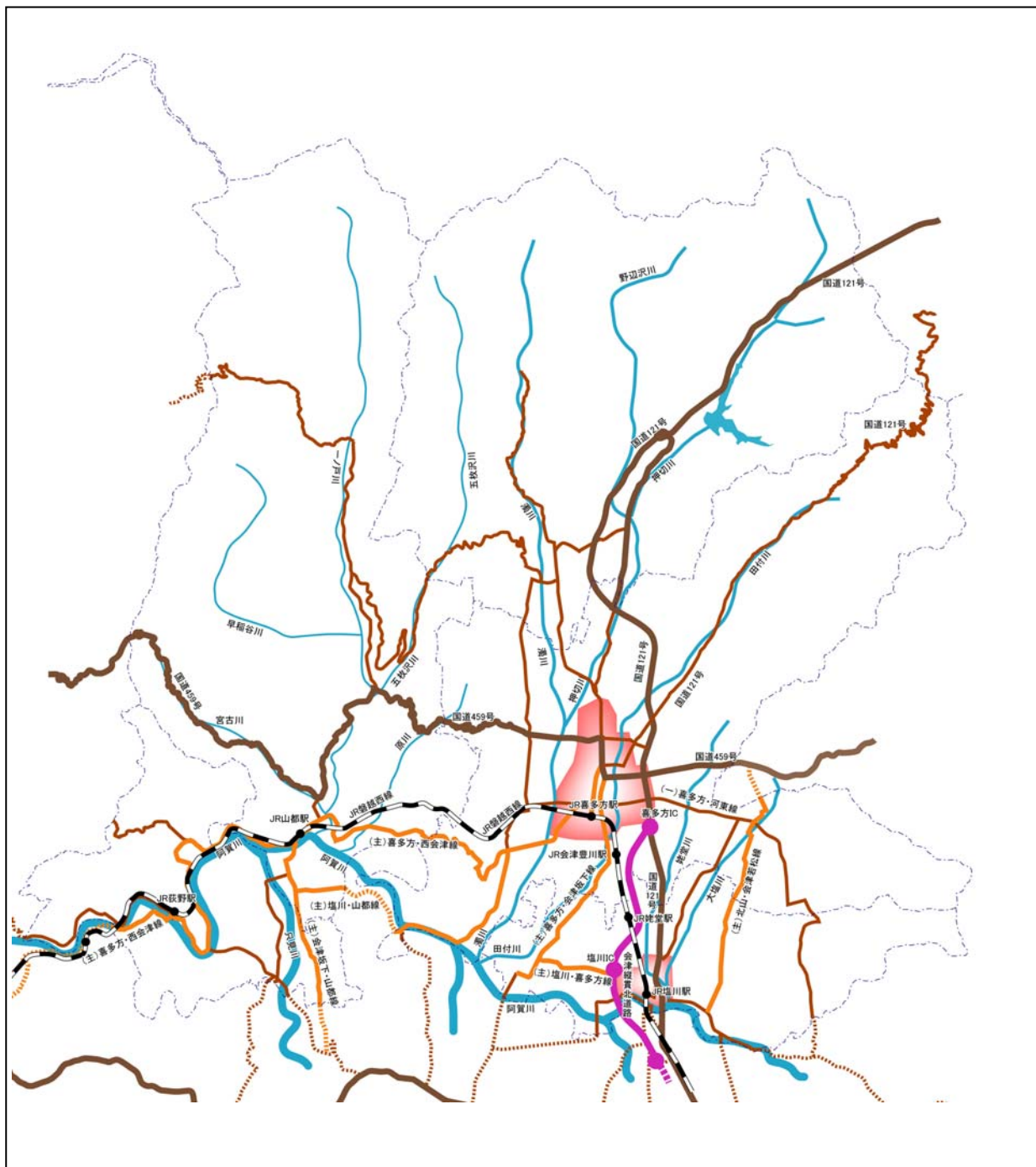


図 喜多方市河川系統図

(5) 低炭素型環境の整備

① 車利用型都市構造の改善

大規模自転車道の（一）会津若松熱塩温泉自転車道線や日中線記念自転車歩行者道と連携してサイクリングロードネットワークを形成し、市街地内での自転車利用を高めるため、車から自転車に乗換のための駐車場設置や自転車歩行者道の整備等を進め、低炭素型の交通機能への転換を促進します。



図 （一）会津若松熱塩温泉自転車道

② 自然エネルギーの活用

本市が誇る豊かな自然環境を持続可能なエネルギー資源として有効に活用することにより、環境に配慮したまちづくりを推進し、地球温暖化防止に貢献していきます。このため、太陽光や太陽熱、風力、小規模水力、バイオマスなどの自然エネルギーについて、公共施設における積極的な導入を進めるとともに、市民や事業者における導入を後押しするための支援制度の拡充を図ります。

③ 森林・田園との共生

二酸化炭素の吸収源となる周辺の森林等を適切に管理しながら、市街地を囲む田園地帯や里山の森林や河川などの自然環境と共生した、豊かでうるおいのある市街地の形成を進めます。

④ ゴミ減量化の推進

都市機能の充実や都市施設整備とあわせて、ゴミ処理システムの構築や収集、回収システムの合理化を図り効率的な運用を図ります。また、分別収集やリデュース、リユース、リサイクル※の促進によりゴミの減量化を図り、都市の環境負荷の軽減化に努めます。

※リデュース：消費者等が製品を長く使うなどによりゴミを出さないことや、必要以上の消費や生産を行わないことで、「ゴミの発生抑制」ともいう。

リユース：一度利用して不要になったものを、形を変えず再び利用することで、「再使用」ともいう。

リサイクル：ゴミを原料（資源）として「再利用」することで、利用しやすいように処理して新たな製品の原材料として用いることで、「再生利用（再資源化）」ともいう。

3 道路・交通整備方針

■ 基本方針

環状道路やシンボルロード、放射状に配置された広域幹線道路の組み合わせにより、都市部と周辺部を結ぶ道路ネットワークの構築を図ります。また、地域全体の利便性を向上させるため、これらのネットワークを補完する生活道路の整備を進めます。なお、長期未着手都市計画道路については、廃止等も含め適切に見直しを図ることとします。

(1) 道路網の整備

① シンボルロード・地域間幹線道路・外環状道路の整備

シンボルロードとして位置づけられている都市計画道路の坂井四ツ谷線は、市民の生活道路でありながら、多くの観光客が行き交う道路であり、災害時の緊急避難路でもあるため、安心・安全に配慮しながら計画的な整備を進めます。

喜多方中心市街地周辺の主要な道路である外環状道路や地域間幹線道路、集落幹線道路、生活幹線道路の整備により、地域間の交通機能の向上を図るとともに、中心市街地への不要な通過交通の排除を図ります。

② 地域内幹線道路の整備

喜多方中心市街地の道路網の充実を図るとともに、わかりやすい案内誘導によるアクセスの向上を図ります。

③ 市内交通ネットワークの充実

喜多方市街地を中心に熱塩加納地区、塩川地区、山都地区、高郷地区各方面からの交通アクセスの向上を図るため、市内交通ネットワークの充実を図ります。特に、喜多方市街地や塩川市街地と、山都地区、高郷地区を結ぶ幹線道路の機能の向上を図り、東西方向の交通動線を強化します。

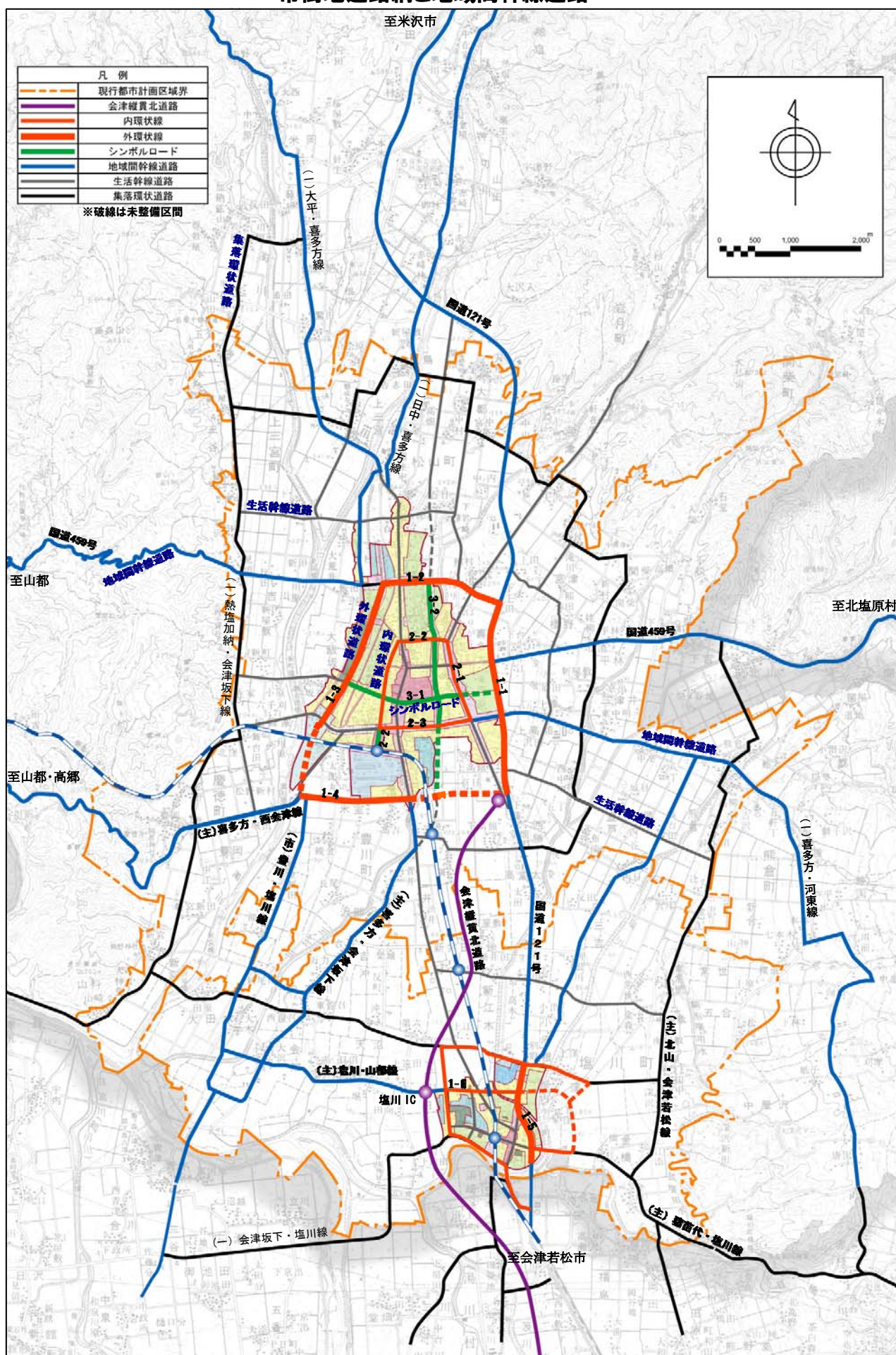
④ 都市計画道路網の見直し

都市計画決定をしてから20年以上経過した長期未着手道路については、都市交通調査の結果等を踏まえ、その必要性や配置、構造等の検証を行い、必要に応じて都市計画の変更を行います。

表 喜多方・塩川市街地の道路網

区 分	対象番号	道 路 名 称	幅員	備 考
喜多方市街地				
地域高規格道路		(都)会津縦貫北道路	20.5m	
外環状道路	1－1	(都)東部幹線	20m	
	1－2	(都)飯田稲村線	16m	
	1－3	(都)米室村松線	16m	
	1－4	(市)豊川・慶徳線	10m	幅員は現道
内環状線	2－1	(都)下勝稲村線	16m	
	2－2	(都)西小原北町線	12m	駅前通り区間以外
	2－3	(都)舞台田上勝線	18m	
シンボルロード	2－2	(都)西小原北町線	20m	駅前通り区間
	3－1	(都)坂井四ツ谷線	16・20m	
	3－2	(都)川原田上川原線	20m	
塩川市街地				
幹線道路	1－5	(都)塩川幹線	20m	南北軸
	1－6	(都)窪東谷地線	16m	東西軸

市街地道路網と地域間幹線道路



(2) 人にやさしい道路の整備

① 安心・安全な歩道等の整備

案内誘導標識や休憩機能、段差の解消、乗降スペースの確保等、ユニバーサルデザインによる整備を推進し、市街地内に観光等で訪れた歩行者や車いすを利用している人でも安心して利用ができる、安全な歩道づくりを進めます。

② 雪に強い道路の整備

雪の多い時期でも、安全な交通機能を確保するため、除雪の行いやすい広幅員の道路や融雪装置の設置による、雪に強い道路整備を進めます。

また、多くの人が利用する商店街などは無散水消雪などを活用した道路の整備を図ります。

③ サイン表示などの交通施設の整備

市街地内の駐車場の充実を図るとともに、喜多方市公共サイン整備計画に基づき系統的なサインを設置し、わかりやすい案内の充実を図ります。

(3) 公共交通網の整備

① 生活交通の整備

鉄道、バス等の身近な移動手段となっている公共交通については、喜多方市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス路線の見直しやデマンド交通の導入を検討するなど、市民ニーズに対応して利便性の向上を図るとともに、効率的で持続可能な運行の確保を図ります。

② 観光二次交通の整備

鉄道を利用する観光客等の来訪者向けに、駅を起点として歴史的施設などの観光拠点を巡る季節バスの運行について調査検討を行います。また、自動車を利用しない観光客の利便性の向上を図るため、観光二次交通の整備についても、利用者の需要などを把握しながら検討を行います。

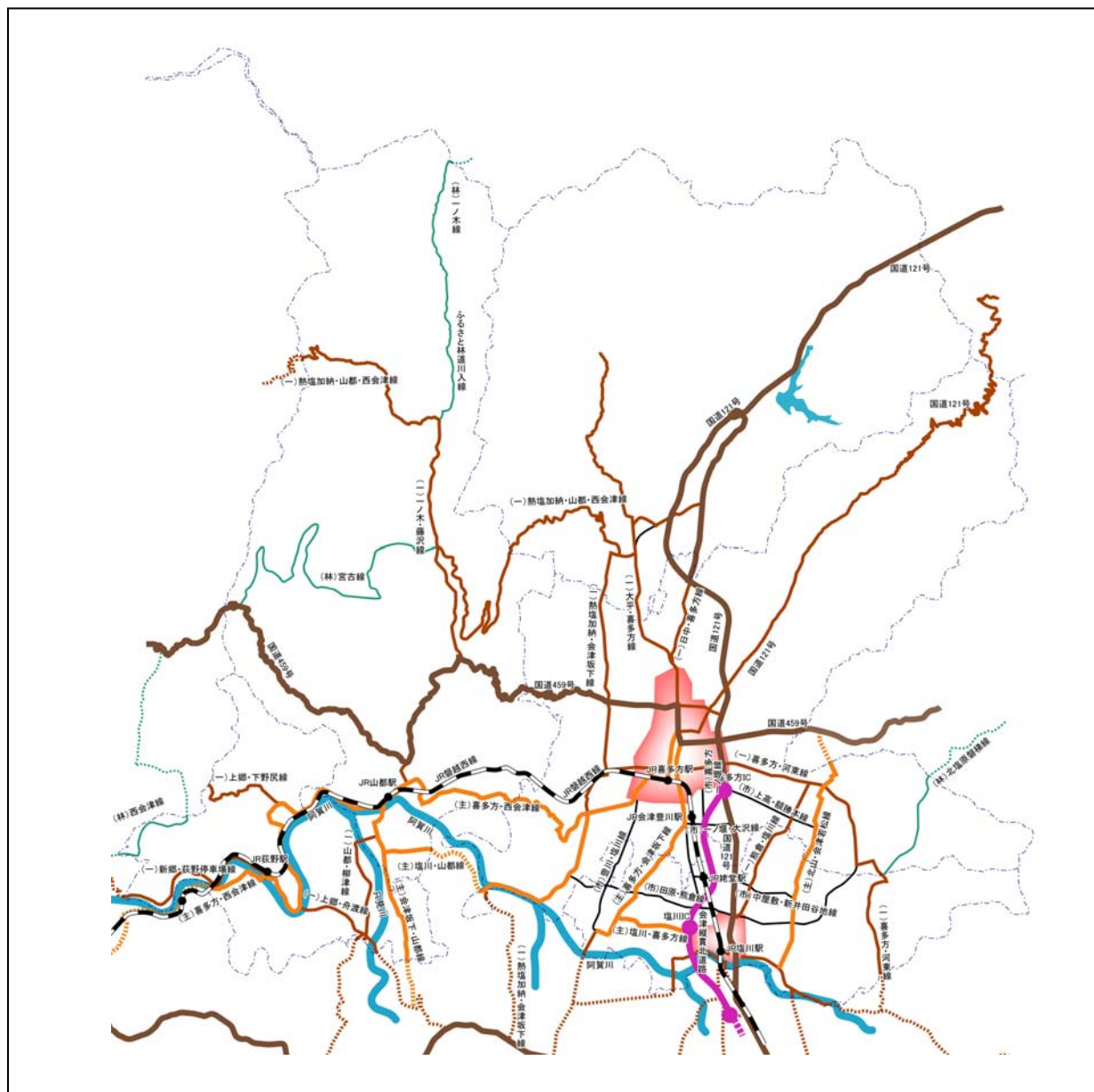


図 喜多方市道路体系図

4 産業基盤整備方針

■ 基本方針

農業、商業、工業、観光等の各産業の振興を図りながら、それぞれが有機的に結びついた特色ある産業構造の形成を図ります。また、若年層の域外流出抑制や活力ある地域を創造するため、技術支援や人材育成支援、情報提供などをおした産業振興により就業の場の確保を図ります。

(1) 商業地の整備

① ふれあい通り商店街の整備

景観協定などのまち並みルールを具体化することにより、統一感のあるまち並みを創出し、誰もが楽しめる商店街の形成を促進します。また、歩いて楽しめる商店街の形成に向けて関係者との合意形成や地区計画、景観地区等の活用によるまち並みづくりを進めます。

空き店舗を、観光客や買い物客以外の人も訪れるような常設の展示場やイベント会場として利用し、活気とにぎわいのある商店街を形成します。

なお、道路や水路等の整備にあたっては、まちづくりのルールとして定められた住民協定を尊重するとともに、周辺住民の意見を取り入れながら行います。

② 喜多方駅周辺の整備

喜多方の顔としての駅前広場や駅周辺の道路の整備により、駅前の玄関機能を活かしたにぎわいのある商店街の形成を図るとともに、まちづくりのルールとして定められた住民協定を尊重し調和のとれたまち並みの形成を図ります。

③ 小田付地区の整備

蔵が建ち並ぶまち並みを保全しながら活用するため、現存する蔵の修繕や空き店舗、未利用地の活用を支援し、新たなにぎわいを創出します。また、景観協定や地区計画、景観地区制度などを活用し、蔵を基調として整然としたまち並み形成を図ります。

なお、道路や水路等の整備にあたっては、まちづくりのルールとして定められた住民協定を尊重するとともに、周辺住民の意見を取り入れながら行います。

④ 塩川商店街の整備

シンボルゾーンとしての日橋川緑地や水辺空間、川番所や文化財などと連携するとともに、JR塩川駅と塩川ふれあい会館を情報交流機能として活用し、にぎわいのある商店街の形成を図ります。

⑤ コミュニティビジネス機能の整備

空き店舗や未利用地を利用したコミュニティビジネスや、産直販売などを行う新たなにぎわいづくりの取組みを支援します。

(2) 観光基盤の整備

① 蔵や水路の活用

蔵や水路を活かした歴史的道すじなどの散策路やフットパスの整備により、歩いて楽しめる観光エリアの拡大を図ります。

② 観光資源のネットワーク化

喜多方中心市街地を拠点とし、長床や願成寺などの神社仏閣、塩川を中心とする文化財や遺跡等を周遊する観光ルートを整備し、観光資源のネットワーク化を図ります。また、熱塩加納地区、山都地区、高郷地区の観光資源を活用し、宿泊施設等と連携して着地型観光や滞在型観光の定着を図ります。

③ 体験型観光農業施設の活用

市街地周辺の観光農園など農産物の生産地と連携して、体験型観光を進める農村滞在型観光と市街地観光の促進を図ります。

(3) 工業基盤の整備

① 工業拠点の整備

会津縦貫北道路による利便性の向上を活かして、都市の活力を高めるため、工業機能の向上を図ります。そのため、積極的に企業誘致と既存企業の振興を推進し、立地や拡張を検討する企業の要望に応えられるような工業拠点の整備について検討し、必要に応じて整備を進めます。

② 既存工業地区の整備

喜多方市街地南西部の工業地区については、豊富な地下水資源や交通条件の利便性向上など立地条件の良さを活かして、計画的整備を図ります。また、既存の工業団地等については、区域の拡大等を見据えた面的整備の検討や市が保有する遊休地等の活用も含め、企業の要望に応えられる工業用地整備の検討を行います。

③ 産学官連携体制の整備

産学官連携による取組を推進し、市内企業の技術力の向上を促進し、新商品の開発や新事業の開拓を通して、受注機会の拡大や雇用の創出を図るため、その拠点や支援体制の充実を図ります。

(4) 農業・林業基盤の整備

① 田園環境の維持・保全

ほ場整備などにより農業基盤を整備し、農地の有効活用を進めるとともに、担い手の育成や新規就農支援、企業等の農業経営への参入や市民農園の開設等を通して、耕作放棄地の解消を図るなど良好な田園環境の保全を図ります。また、主要生産物のブランド化や観光・商工業との連携により、生産物の高付加価値化を図ります。

② 森林環境の保全・活用

森林の多面的機能が適切に発揮できるように森林の管理を強化するとともに、森林管理、山村地域、生活環境の向上に資する林道網整備を図ります。さらには、森林レクリエーション施設等の活用によって、都市との交流を図りながら山村地域の活性化を促進します。

5 公共施設等整備方針

■ 基本方針

市町村合併による市域の拡大、少子高齢化や高度情報化など近年の社会情勢に対応した公共施設等の整備を図ります。なお、施設の整備に当たっては、地域の実情やニーズを考慮しながら、すべての人が安心して利用できるようにユニバーサルデザインに基づいて整備します。また、災害に強いまちづくりのために防災体制を強化します。

(1) 充実した公共施設の整備

① 新本庁舎の建設

現在の本庁舎及び教育委員会庁舎は、老朽化が著しいことや市町村合併に伴う職員の配置増等に伴い、狭あい化、分散化しており、執務上の不便さと共に、市民の利便さにも影響していることなどから、新たな本庁舎の建設が求められています。そのため、市民が利用しやすく親しまれる庁舎として、ユニバーサルデザインや環境、景観にも配慮した、観光都市にふさわしい庁舎の建設を推進します。

② 医療保健福祉機能の充実

〔医療保健機能〕

地域医療の充実を図るため、県立喜多方病院の移転統合に伴う外来患者の受け皿として、福島県地域医療再生計画に基づき、地域・家庭医療センターを整備します。また、「会津医療センター」との連携を図りながら、二次救急医療等にも対応できる機能の充実を図ります。さらには、小児を中心とする夜間の初期救急や高齢化の進む山間過疎地域の巡回診療等、市民が求める診療体制の充実を図ります。

市民の予防医療と健康づくりを支援するため、保健センターの機能の充実を図り住民健診や特定保健指導等を推進します。

〔福祉機能〕

喜多方市高齢者福祉計画や喜多方市障がい福祉計画などの各種計画に基づき、民間の活力を生かしながら介護福祉施設や障がい者福祉施設など地域で必要とする福祉機能を有する各種施設の整備を推進するとともに、相談体制や各種支援制度の充実を図ります。

③ 教育文化機能の充実

市民の生涯学習や文化活動などの充実を図るため、美術館や図書館、喜多方プラザなどの教育的、文化的施設については、施設の拡充や充実を図るとともに、図書や資料、講座などのソフト面でも充実を図ります。

また、会津大学など高等教育機関との連携や市民レベルの高度情報化に対応した施設機能の拡充を図ります。

④ 地域コミュニティ機能の充実

コミュニティ施設や公民館の設備の拡充に、地域のニーズに配慮した整備を行います。また、地域でのボランティア活動や市民協働による活動などを積極的に支援し、その拠点としての機能など、市民ニーズに合わせて有効利用を図ります。

⑤ 観光交流機能の充実

会津縦貫北道路の整備に伴う広域交通網の充実に合わせ、「ふれあいパーク喜多の郷」のほか、「塩川物産館川番所」や「日中線記念館」の活用などゲートウェイ機能※の整備充実を図り、観光交流機能の向上を図ります。

また、市内各地の温泉保養施設や寺社仏閣などの観光機能の充実を図るとともに、わかりやすいサイン表示等によるアクセス性の向上や回遊ルートの整備を図ります。

※ゲートウェイ機能： 地域の玄関口（入口）機能であり、本計画では、地域外から地域内の交通結節点において、外からの来訪客を地域内各方面への交通、観光その他の情報を案内、提供する機能を担うものとして位置づけている。

⑥ レクリエーション機能の充実

既存の運動公園や野球場、体育館、武道館などの有効活用を図るとともに、街区公園の整備や機能の充実、学校グラウンドの開放などにより、高齢者など多様な年代層が楽しめる、地域単位で身近なスポーツやレクリエーションの場の確保を図ります。

⑦ 情報通信機能の充実

スポーツ施設や文化施設などのイベント情報や施設の利用申し込みなどを、インターネットにより、市内外のどこからでもアクセスできる情報ネットワーク機能の充実を図り、交通事情その他の条件にかかわらず自由に利用できる施設の利用体制の向上を図ります。

また、インターネットの活用により、各地域間の連絡や行政と市民の情報共有など市民生活の利便性の向上を目指します。さらに、保健、医療、福祉関連の情報提供、相談体制や産業、観光面の情報、交通関連情報の提供など情報通信網の利活用を高める取り組みを進めます。

(2) ユニバーサルデザインによる公共施設の整備

① 公共建築物・公園の整備

公共的施設やその他不特定多数の市民が利用する建築物では、すべての人々が利用できるようにユニバーサルデザインに基づいて整備します。また、乳幼児から高齢者まで多様な年代が利用する公園では、歩行が不自由な人や車いす利用者も不便さを感じずに利用できるユニバーサルデザインの公園づくりを進めます。

なお、既存の施設については、修繕や改修等と併せてユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。

② 公共交通機関の施設の整備

バスや鉄道などの公共交通は、段差のない駅舎やシェルターやベンチを設けたバス停など誰もが気軽に利用しやすくなるように、関係機関と連携して整備を進めます。また、観光客でも気軽に利用しやすい公共交通機関とするため、案内標識の充実を図るとともに、わかりやすい記号による誘導案内などサイン表示の工夫を図ります。

③ 道路等の歩行者空間の整備

安心して歩いて生活できる、安全な歩行者にやさしい街なか空間の整備を図ります。交通量の多い幹線道路や商店街などの歩道の整備や機能の充実を図るとともに、高齢者や子ども、観光客等が自由に休めるベンチなどの休憩施設をポケットパークやくらにわなどを活用して整備します。また、観光客が自由に観光施設等を巡れるように、まち並みと調和した統一的で美しいサイン表示を系統的に配置します。

(3) 災害に強い都市基盤の整備

① 地震や火災に強いまちづくりの推進

喜多方市地域防災計画に基づき、広域避難場所や一次避難場所の整備とともに、避難路の不燃化による焼け止まり対策や落下物防止などの安全対策を推進します。また、同時に地域住民への避難場所や避難経路の周知を図ります。

避難場所となる学校や公園等に防災関連施設等の整備を図るとともに、大規模店舗の駐車場等を災害時の避難場所として活用することについて、企業と協力しながら進めます。

避難施設となる公共建築物等を中心に耐震化や不燃化の推進を図り、災害時には全ての人が安全に避難できるように、避難経路や避難場所の案内表示の充実を図ります。

木造密集市街地では、基盤整備の促進を図り、道路や公園などのオープンスペースの確保を図ります。

災害時の物資運搬や供給処理施設管路等の確保を図るために、災害に強い幹線道路の整備を図ります。

② 総合的治山治水対策の推進

急傾斜地などの崖崩れによる危険箇所のある山間地では、防災保全対策を促進するとともに、緑の保全に努め、周辺での開発に当っては十分配慮するように総合的な対策を進めます。

③ 災害時における情報通信網の整備

平時は施設の情報ネットワークとして機能する情報通信網を、災害時は施設間の連絡通信網として活用するとともに、防災協定を締結している喜多方シティFMとの連携により、避難情報や災害情報の提供に活用を図ります。

また、携帯電話の不感地帯地域については、携帯電話用基地局を整備するなど、災害時における連絡通信手段の確保を図ります。

防災行政無線の活用を図るとともに、災害時に対応できるよう訓練の充実に努めます。

■ 整備構想図（全体図）

